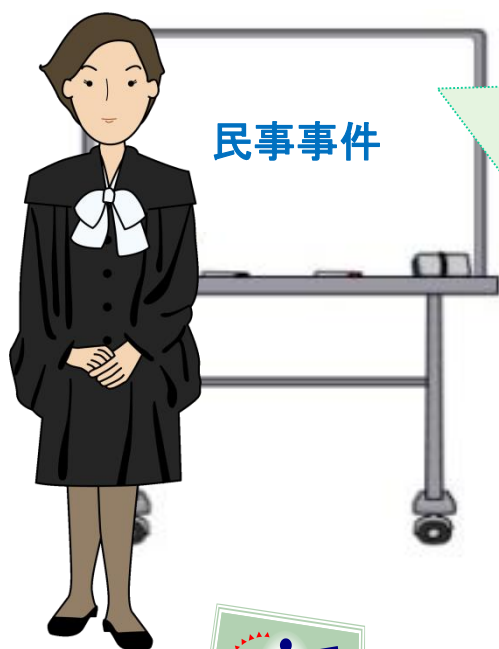


東京地方裁判所 学校へ出張講義のご案内

～民事部裁判官の小学校、中学校、高等学校及び大学への講師派遣～

●●是非お申し込みください！

東京地方裁判所では、東京都内の学校に民事事件を担当している裁判官を講師として派遣しています。裁判について学ぶだけでなく、将来の職業を考える一助として、みなさんの学校で裁判官のお話を聞いてみませんか？



講義内容・方法についてはご要望を承ります。

ex. 架空の事件を題材に講義してほしい
オンラインで講義してほしい
etc.

お気軽にご相談ください！



民事事件とは？

刑事事件と比べると分かりにくいと思われがちな民事事件ですが、実は、普通の人々が生活の中で巻き込まれるのが民事事件です。

交通事故、遺産相続、学校事故・・・etc.

民事事件は、生活に密着した、誰でも原告や被告になり得る事件なのです。



募集要項

●●派遣条件のご相談には適宜応じます。

■ 派遣先

東京都内の小学校、中学校、高等学校及び大学で、講師派遣を希望される学校を対象にしています。

■ 時間

原則として、月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までの時間帯で派遣します。

■ 講師・講義内容等

東京地方裁判所民事部の裁判官が、「民事裁判の仕組み」「裁判官の仕事や生活」などご希望に沿うように1時間から2時間程度の講義を行います。

■ 申込み方法

講義予定日の2か月前までに、下記の担当係まで「講師裁判官派遣依頼書」によりFAX で申し込んでください。

依頼書は東京地方裁判所ウェブサイトからダウンロードできます。

http://www.courts.go.jp/tokyo/about/koho/syutttyou_kougi/index.html

申し込み後、派遣について担当係から連絡します。

■ 費用

無料です。

■ 担当係・問い合わせ先

東京地方裁判所総務課渉外係

電話 03-3581-2295

FAX 03-3581-1583



※ お申し込みの際にいただきました情報は、講師派遣実施のためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

※ 東京地方裁判所ホームページでも紹介しています。

<http://www.courts.go.jp/tokyo/>